

内閣参質二〇一第一〇五号

令和二年五月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員浜田聡君提出精神・発達障害者の雇用打ち切り対策や心のケアに関する
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出精神・発達障害者の雇用打ち切り対策や心のケアに関する質問に対する答弁書

一について

発達障害者に対する就労支援については、発達障害者に関する専門的な相談員をハローワークに配置して就職準備から職場定着までの一貫した支援を行うとともに、発達障害者を雇い入れる事業主に対して助成金を支給する等の取組を実施しているところであり、新型コロナウイルス感染症の影響で失業した者等についても、関係機関と連携しつつ、これらの支援を通じて、雇用を促進してまいりたい。

二について

お尋ねの「精神・発達障害者本人や家族」を含め、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者の心のケアについては、精神保健福祉センターや保健所等において相談に応じるとともに、相談内容に応じて適切な機関と連携する等の対応を行っているところである。

また、令和二年度一般会計補正予算（第一号）においても、精神保健福祉センターや保健所等における臨時職員の増員等相談体制の強化のための経費を計上している。

三について

政府としては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合において労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主を支援するため、雇用調整助成金の特例措置を講じているところであるが、現時点においては、精神障害者及び発達障害者に限定した更なる特例措置を講ずることは考えていない。